

ロシア連邦政府における歳入構造（トレンド・レポート）

| | |
|-----|--|
| 著者 | 荒木 知 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| 雑誌名 | アジ研ワールド・トレンド |
| 巻 | 152 |
| ページ | 24-27 |
| 発行年 | 2008-05 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00005010 |

ロシア連邦政府における歳入構造

荒木 知

はじめに

二一世紀に入ってからロシア連邦(Российская Федерация)のGDPは、高止まりした原油価格や金融市場の発展等に支えられ、毎年五〜七%の順調な成長を続けている。二〇〇六年には、ロシアの名目GDPはブラジルに次ぐ世界第一位となっており、BRICsという言葉を生み出したゴールドマン・サックスのレポート(参考文献①)では、二〇五〇年のロシアはドイツ・イギリスを追い抜き日本に迫る世界第六位の経済規模に達すると予測されている。

このように経済的重要性を益々高めつつあり、かつ日本の隣国でもあるロシア連邦政府における歳入構造の最近の動向について、IMF(国際通貨基金)の年次報告書などを元に概観することとしたい。

●マクロ経済

二〇〇六年一月に発表されたOECD(経済協力開発機構)によるロシア経済に関するレポート(参考文献②)は、順調な

実質GDP成長と落ち着きつつあるインフレーションを指摘し、好調な経済を印象付けている。

当該レポートは、一九九九〜二〇〇五年の平均実質GDP成長率を六・七%とし、当初の成長は一九九八年の金融危機からの回復過程としてとらえられるものの、近年の成長は高レヴェルの貿易黒字とそれに付随する内需の拡大に起因するとされている。

一方、二〇〇七年一月に公表されたIMFとロシア連邦政府との年次協議である二〇〇七年第四条協議報告書(参考文献③)では、同国のマクロ経済の順調な成長の鍵として、「高い原油価格」、「依然として大きい成長余力」及び「健全な財政政策」の三つが挙げられている。

高い原油価格がもたらす貿易黒字や小売・建設などの内需を中心とした成長力のある分野への資源配分が生産性・所得・消費の向上をもたらしているという点は、OECDとIMFが等しく認識しているところである。IMFはそれに加え、原油収入に課税し基金として引き当てる政策が経済の過熱を抑え、持続的な成長を可能にして

いると指摘している。

●政府歳入の構造

前述したIMFの二〇〇七年第四条協議報告書によれば、一般政府税収のGDP比は、二〇〇四年において三四・一%、二〇〇五年には三七・六%とされている。OECD加盟国三〇カ国における税収のGDP比の平均(参考文献④)は二〇〇四年に三五・五%、二〇〇五年に三六・二%であることと比べても、概ね平均的な水準であるといえる。

税収の内訳を見て行きたい。表1によると、個別の税カテゴリーの中で割合の大きいものは、法人所得税・付加価値税(VAT)・輸出入関税(Custom tariffs)の三つである。二〇〇五年における法人所得税の対GDP比のOECD加盟国平均は三七・七%、個人所得税のそれは九・二%である。二〇〇五年のロシアにおけるGDP比は、法人所得について六・二%、個人所得税は三・三%であり、個人所得税よりも法人所得税に重点を置いていることがわかる。おそらく石油・天然ガスを含むエネルギー

表1 一般政府における税収 GDP 比

(%)

| | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 (予測) | 2008 (予測) |
|-----------|------|------|------|-----------|-----------|
| 総歳入 | 36.6 | 39.7 | 39.7 | 36.5 | 34.6 |
| (内石油関係収入) | 7.8 | 12.7 | 12.8 | 10.2 | 9.4 |
| 総税収 | 34.1 | 37.6 | 36.9 | 34.1 | 32.2 |
| 法人所得税 | 5.1 | 6.2 | 6.2 | 6.2 | 6.2 |
| 個人所得税 | 3.4 | 3.3 | 3.5 | 3.5 | 3.5 |
| 付加価値税 | 6.3 | 6.8 | 5.6 | 7.3 | 6.3 |
| 個別物品税 | 1.4 | 1.2 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 輸出入関税 | 5.0 | 7.5 | 8.4 | 6.9 | 6.4 |
| 資源採掘税 | 3.4 | 4.5 | 4.7 | 3.9 | 3.8 |
| 社会保障税 | 7.3 | 5.4 | 4.1 | 3.3 | 3.2 |
| その他 | 2.1 | 2.7 | 3.4 | 2.0 | 1.8 |
| 税外収入 | 2.5 | 2.1 | 2.8 | 2.4 | 2.4 |

(出所) IMF.

関係企業からの法人税収が多いものと推測される。

なお、ロシアの個人所得税率は、二〇〇一年までは最高税率三〇%の三段階累進税率を採用していたが、税制の簡素化及び納税コンプライアンスの向上を目的として、一律二三%の単一税率に改められている。法人税率の標準税率は二〇〇二年以降二四%となっている。

ヨーロッパにおいて代表的な税であるVATについては、OECD加盟国の一般消費税のGDP比は六・九% (二〇〇五年) であり、ロシアの数値(六・八%、同年)もほぼ同水準である。

他方、ロシアでGDP比七・五% (二〇〇五年) もの割合を占め、主要財源の一つである輸出入関税のOECD加盟国平均は〇・一五% (同年) に過ぎない。また、石油などの天然資源採掘量に対して課税している(従量税) 資源採掘税の明確な国際比較は難しいものの、他国と比べてもその割合は格段に大きいと思われ、ロシア税制の特色の一つといえる。

最後に、ロシア政府の歳入構成に見る最大の特徴は、石油関係収入の総歳入に占める割合の大きさである。石油関係収入とは、エネルギー関係企業への法人所得税、石油輸出関税や資源採掘税などの関連税収入を指す。年度によって変動はあるものの、二〇〇五年と二〇〇六年では総歳入の三二%を石油関連収入が占めている。IMF

Fは、二〇〇七年以降の原油価格の安定化を見越してか、石油関連収入の割合は三〇%弱で推移すると予測している。

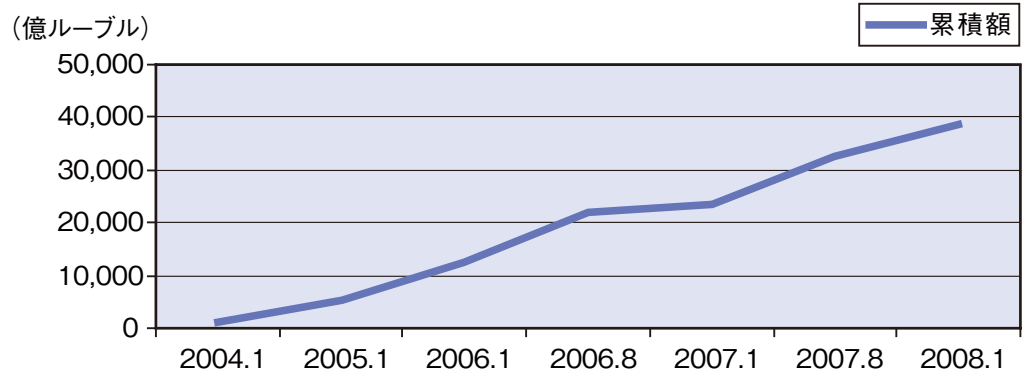
● 財政安定化基金

ここで純粋な歳入面から一旦離れ、ロシア財政の特色を一つ紹介しておきたい。先に、IMFがロシア政府の健全な財政政策に一定の評価を与えていると述べた。これは、財政を安定化させるメカニズムとして、政府が二〇〇四年にロシア連邦安定化基金(Стабилизационный фонд Российской Федерации)を発足させたからである。

ロシア政府の歳入が石油関係収入に多く依存していることは、前節で指摘した。いうまでもなく、原油の国際市場価格は日々変動しており、原油価格が上昇基調にある現在は政府歳入も好調であるが、原油価格が下落局面に入れば大幅な歳入減をもたらす、国内経済を混乱させる要因ともなりかねない。

そこで政府は、原油価格が一定値(二〇〇六年以降、二七米ドル/バレル)を超えた場合には、石油にかかる輸出関税及び資源採掘税収入の一部(原油価格の変動による増収の約八五%)を積み立てるための安定化基金を設立した。安定化基金は将来の原油価格の低下によって生じる歳入欠損の補填を一義的な目的とするが、その他にも、政府歳入の膨張による流動性の供給過剰やインフレーション圧力を軽減し、

図1 安定化基金累積額の推移



(出所) ロシア財務省。

天然資源価格の急激な変動が国内経済へ与える影響を抑える役割を果たすとされている。

ロシア財務省 (Министерство Финансов) の発表によると、二〇〇八年一月時

点の安定化基金の残額は一五六億米ドル (三兆八四九一億ルーブル) に達しているとされており、これはGDP比二二・五%もの水準である(図1)。二〇〇五年以降、基金から一部の資金が拠出され、パリクラブ (主要債権国会議) メンバー国への債務支払等に充てられている。

● 税制の課題

それでは、現在のロシア税制はどのような課題を抱えており、どのような方向に向かってゆくのであろうか。

二〇〇六年一月に発表されたIMFの二〇〇六年第四条協議報告書(参考文献⑤)は、好調な貿易黒字の持続に基づく中期的な歳入増と減税余地があることを認めつつ、非石油部分の財政赤字 (non-oil deficit) のさらなる増加が原油価格の将来の急落に対応できなくなるリスクを指摘し、懸念を表明した。実際、二〇〇六年の連邦政府財政収支黒字はGDP比七・四%であったが、石油関連歳入を除いた非石油収支ではGDP比三・八%の赤字となっている。

個別の税に関しては、まず、資源採掘税が挙げられる。ロシアの資源採掘税は、利益に対してではなく採掘量に対して課税される従量税 (例えば、原油一トン当たり四一九ルーブル、二〇〇七年) であり、これが新たな投資の障害になっているのではないかと、この見方がロシア国内にあった。そのため、二〇〇七年より投資促進措置と

して、東部シベリアの油田に対して最長一五年間の資源採掘税免除措置が導入され、また、枯渇率が八〇%以上の油田に対しては軽減税率が適用された。これらの政策についてIMFスタッフは、複雑な免除・軽減措置が公平・適切な税務行政執行を損なう可能性を指摘している。

VATに関して二〇〇六年報告書は、現在一八%である基本税率引き下げへの強い要望があったものの、その改革は延期された。理由の一つとして、選挙を控え、基本税率引き下げを埋め合わせるための軽減税率や免除措置の適用範囲の縮小には、政治的サポートが得られにくいであろうとの判断があったと考えられる。IMFスタッフは、VATがロシアの税目の中でも経済活動に対して中立的な税であること、また、二〇〇五年の社会保障税減税が期待されたような税逃れ減少につながらなかった例を挙げ、税率引き下げの延期決定を歓迎している。

他方、税務行政、すなわち税務当局による徴税実務にも課題がある模様である。かつて世界の石油生産量の約二%を占め、世界最大級の非国営石油会社であった石油会社ユコス (YUKOS) は、連邦税務当局により法人税を優遇するロシア国内のタックス・ヘイヴンを濫用したと判断された結果、二〇〇四年に総額二七八億米ドル (七七八億ルーブル) もの追徴課税を受けたため(参考文献⑥)、二〇〇六年に破

綻している。ユコス事件を分析している米国の弁護士 Peter Clatesman など一部には、ロシア税務行政には税法の適用が必ずしも一律ではなく、執行の抜け穴 (enforcement loophole) があるのではないかと、この声もある (参考文献⑦)。

● 結論

ロシアの政府歳入の特色は、既にみたように歳入の約三割を石油関係収入が占めているという点にあり、したがって、原油価格動向への対処がロシア財政運営の要といえる。

IMFの二〇〇七年第四条協議報告書では、ロシア財政について歳入面よりも歳出政策に紙幅を割いている。すなわち、石油関係税収を安定化基金に積み立てる施策が安定した経済成長に寄与している点を評価しつつも、今後の数年間に、ロシア政府が石油関係増収分を利用した歳出拡大を計画していることに懸念を表明している。

IMFは、原油価格(ロシア・ウラル)を二〇〇六年と同レベルの六一米ドル/バレルと仮定して政府が歳出計画を実施した場合、連邦政府の非石油収支赤字は二〇〇六年の三・八%から二〇〇九年には七%へと拡大し、インフレーション及びルーブルの切り上げ圧力を増すおそれがあるとしている。現実には、二〇〇八年初頭の原油先物価格はサブプライムローン問題に端を発した商品市場への資金流入を反映

してか一〇〇米ドル/バレル近くに高騰しており、ロシア財政収支の見通しは今後の原油価格の推移に左右されよう。

このように石油価格動向に依存した財政を補強する施策としては、安定化基金の運用以外に税源の多角化なども考えられるが、IMFからは二〇〇六年第四条協議報告書でVAT減税に疑問を呈した他に、税制改革について具体的な提言は行なわれていない。

ただし、ロシアの税制は着実に変化を遂げてきている。例えば、財務省は二〇〇七年に、企業の国際取引や親子会社間取引への課税ルールである移転価格税制 (transfer pricing rules) について、OECDなどで議論されている国際的なスタンダードにより近づける改正案を公表している (参考文献⑧)。また、海外子会社からロシア国内の親会社への配当支払の免税制度の二〇〇八年からの導入に際しては、当該免税制度の適用対象外となる低税率あるいは情報交換を行わない国として、アンドラ、リヒテンシュタイン、モナコなど三二カ国のいわゆる「ブラックリスト」を定めている (参考文献⑨)。長期的には、税収構造全体の改革が政府内で議論される可能性も十分に考えられるため、石油関係税目のみならず、その他の税制も含めた広い視点から注視して行くことが必要であろう。

(あらき さとる / OECD租税政策センター)

《参考文献》

- ① Wilson, D. and R. Purushothaman, *Dreaming with BRICs: The Path to 2050*, Goldman Sachs, October 2003.
- ② *Economic Survey of the Russian Federation 2006*, OECD, November 2006.
- ③ *Russian Federation: 2007 Article IV Consultation-Staff Report*, IMF, October 2007.
- ④ *Revenue Statistics 1965-2006*, OECD, 2007.
- ⑤ *Russian Federation: 2006 Article IV Consultation-Staff Report*, IMF, December 2006.
- ⑥ *Tax slides update*, YUKOS, February 2005.
- ⑦ *Yukos Part VI: Tax Claims Revisited*, Peter Clateman, Johnson's Russia List, May 2005.
- ⑧ *Russia: Transfer pricing rules to be amended- details*, Tax News Service Online, IBFD, 14th August 2007.
- ⑨ *Russia: "Black list" approved*, Tax News Service Online, IBFD, 12th December 2007.